

チェリータウン桜場宅地分譲実施要領



青森県 南部町

宅地分譲申込から所有権移転までの流れ

1. 申込受付期間 平成31年4月1日（月）から4月18日（木）まで
受付時間：午前8時30分～午後5時
受付場所：南部町役場 本庁舎1階 交流推進課
2. 分譲説明会 期日：平成31年4月12日（金）から14日（日）までの3日間
時間：午前10時から、午後2時から（1日2回）
場所：剣吉公民館
3. 分譲者決定 抽選会において、優先順位により、決定する。
4. 契約締結 造成工事完了後（平成31年8月末工事完了予定）
5. 手付金の支払い 買主決定通知の日から20日以内に、町が発行する納付書により
売買代金の10%相当（千円未満切捨て）を支払う。
※ 支払いが行われなかった場合は、契約が無効になります。
6. 売買代金の精算 契約締結の日から60日以内に、町が発行する納付書により残代
金を支払う。
7. 所有権移転・引渡し 町が所有権移転登記手続きを行い、完了後に土地の引渡しを行います。

1 分譲の条件

本物件は、自らが居住するための住宅用地として売払いするもので、売買契約の締結にあたっては、次の条件があります。

- (1) 売買契約の締結日から3年以内に住宅建築を完成すること。
- (2) 住宅完成後30日以内に住民登録を行うこと。
- (3) 売買契約の締結日から10年間は、第三者に売り払ったり貸したりすることはできない。
ただし、特別な理由により町長が認める場合は、この限りではない。(※1)
- (4) 宅地(土地)の形状を変更することはできません。(※2)
- (5) 自らが居住する住宅用地以外の目的で使用することはできません。(※3)

※1 転勤、病気や事故による家族の事情、相続、同一家族間の継承により当該権利が移転する場合、滞納処分、強制執行、土地収用法による所有権移転登記等とする。

※2 「土地の形状の変更」とは、地目変更、分筆、地盤高の変更等を指します。

※3 住宅の用途は専用住宅のみとなります。店舗併用住宅及び賃貸を目的とした住宅等は建築できません。

2 建築の条件

本物件に住宅を建築するにあたり、次の条件があります。

- (1) 建物は、隣地の境界から1.5m以上、道路等から1.0m以上離して建築すること。
- (2) 塀、柵の高さは、1.5m以内で透視化性のものとする。
ただし、地上から0.5m以内を除くものとする。
- (3) のり面を嵩上げする場合は、敷地の高さまでとする。

3 分譲の決定

人口減少対策を趣旨として、移住定住促進を図ることに鑑み、選考会において分譲の優先順位を決定いたします。

予約販売終了後は、先着順といたします。

4 分譲地販売価格

分譲地の販売価格は、購入者の年齢別により販売単価が異なり、販売単価表の単価に面積を乗じて得た額となります。

年齢の基準日は、申込み年度の4月1日現在となります。

共有名義で登記する場合の販売価格は、どちらか若い方の年齢を基準といたします。

〈販売単価表〉

年齢	単 価	
40歳未満	1,500 円/m ²	(4,950 円/坪)
40歳代	3,000 円/m ²	(9,900 円/坪)
50歳代	7,000 円/m ²	(23,100 円/坪)
60歳以上	13,000 円/m ²	(42,900 円/坪)

※1 坪=3.3 m²で計算した目安です。

(1) 18歳未満の扶養する子どもが1人以上いる場合は、販売単価表の単価に面積を乗じて得た額から、1人につき10%減額されます。

ただし、減額の上限は、5人までとなります。

なお、契約時に申込者の同居予定者または申込者が妊娠している場合は、母子手帳の提示により、胎児の人数を扶養する子どもの人数といたします。

(2) 町外に住所を有する60歳未満の方は、(1)で算出された額の半額となります。

町内・町外の住所登録の基準日は、平成30年12月23日となります。

100坪の場合は、次のとおりです。

(単位：円)

100坪の場合	単価	町内・町外の別	18歳未満の扶養する子どもの人数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人(上限)
40歳未満	4,950円/坪 (1,500円/㎡)	町内	495,000	445,500	396,000	346,500	297,000	247,500
		町外	247,500	222,750	198,000	173,250	148,500	123,750
40歳代	9,900円/坪 (3,000円/㎡)	町内	990,000	891,000	792,000	693,000	594,000	495,000
		町外	495,000	445,500	396,000	346,500	297,000	247,500
50歳代	23,100円/坪 (7,000円/㎡)	町内	2,310,000	2,079,000	1,848,000	1,617,000	1,386,000	1,155,000
		町外	1,155,000	1,039,500	924,000	808,500	693,000	577,500
60歳以上	42,900円/坪 (13,000円/㎡)	町内	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000
		町外	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000	4,290,000

5 申込者の資格及び申込方法等

(1) 申込者の資格

次に掲げる①から⑦の条件を全て備える方が、申込者の資格を有します。

- ① 婚姻または婚約している方及び18歳未満の子どもを扶養するひとり親世帯の方
- ② 自らが居住するための住宅を建築する方
- ③ 住宅の建築後、速やかにその住宅地に住民登録を行い、生活の本拠を移せる方
- ④ 税金の滞納がない方
- ⑤ 売買代金及び住宅を建築するための資金調達ができる方
- ⑥ 本人及び同居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない方
- ⑦ 住宅の所在地の行政区（桜本町町内会）に加入し、地域との協調と連携を図ることができる方（契約時に桜本町町内会規定の「入会届」を提出してください。）

ア 「同居予定者」は、本人の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）であること。

イ 「婚約している方」は、申込時点で婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある婚姻予定者を含みます。その場合、申込時に婚約証明書（様式第3号）の提出が必要となります。

また、婚姻届提出後は14日以内に申し出ることとし、守られない場合は申込を取り消しされることがあるので、注意してください。

(2) 申込者の資格の確認

申込を希望する方は、宅地分譲申込書（様式第1号、以下「申込書」という。）を提出し、申込資格の確認を受けてください。

なお、期限までに申込書を提出しない方や、申込資格がないと認められる方は、抽選会に参加することはできません。

(3) 申込時の提出書類

① 必ず提出が必要なもの

ア 宅地分譲申込書（様式第1号）（シャチハタ不可）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 申込者及び同居予定者の平成30年12月23日現在の現住所が記載された住民票謄本
※平成30年12月23日以降に現住所を移した場合は、それ以前の住所地の「住民票除票」が必要となります。

エ 中学生以下を除く入居予定者の納税証明書（住所地の役場等で交付請求してください。）

② 場合によって提出が必要なもの

ア 婚約証明書（様式第3号）

※ 必要書類がそろっていない場合は、受付できません。

※ 各証明書は、発行後3か月以内のものを提出してください。

※ 申込資格の確認のため、上記以外にも別途書類を用意していただく場合があります。

※ ご提出いただいた書類は、返却いたしません。

(4) その他

申込は、1世帯につき1区画です。

6 申込受付等

(1) 担当課

南部町役場 本庁舎1階 交流推進課

〒039-0892 青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23番地1

電話 0178-84-2123（直通）

(2) 受付期間

平成31年4月1日（月）～ 4月18日（木）

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

提出書類を一式揃え、必要事項を記入・押印のうえ、上記担当課までご持参または郵送してください。

なお、郵送する場合は、4月18日（木）必着となります。

また、受付期間終了後は、抽選会終了後の平成31年4月22日（月）から受付し、申込順に当選者（買主）といたします。

(3) 申込書の配布場所

南部町役場 交流推進課（本庁舎）、住民生活課（南部分庁舎）、住民生活課名川サービス班（南部町健康センター）、剣吉支所に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

(4) 現地説明会の日時及び場所

① 日時 平成31年4月12日（金）から14日（日）までの3日間
午前10時、午後2時の1日2回

② 場所 南部町立剣吉公民館
青森県三戸郡南部町大字剣吉字五合田29番地1
電話 0178-75-0797

③ その他

ア 参加申込は不要です。

イ 現地説明会への参加は必須ではありませんが、不参加の場合は必ず事前に現地を確認し、実施要領を熟読のうえ、抽選会にご参加ください。

ウ 予約販売終了後は、必要に応じて現地説明会を行います。

7 抽選会

(1) 日時等

① 日時 平成31年4月21日（日） 午前10時から
受付時間：午前9時30分から午前9時50分まで

② 場所 南部町立剣吉公民館
青森県三戸郡南部町大字剣吉字五合田29番地1
電話 0178-75-0797

(2) 持参品

① 印鑑（シャチハタ不可）

② 委任状（様式第4号）（申込者の代理人が参加する場合のみ）

(3) 区画当選者の決定方法

区画当選者の決定は、下記の方法により行います。

① 選考会において、決定した優先順位の若い順に購入希望区画を選択します。

※ 優先番号の若い順に、希望する区画を決めていただきますので、必ず決定権のある方が来場し、区画を選択してください。

また、抽選会を円滑に実施するため、希望する区画の順番をあらかじめ決めてご来場ください。

② 購入希望区画を選択できた申込者を当選者（買主）として、抽選会の終了から10日以内に、買主決定通知書（様式第5号）を送付いたします。

③ 買主決定通知書の通知日をもって当選者を買主として決定いたします。

(4) その他

① 実施要領を熟読のうえ、ご参加ください。

② 抽選に参加できる方は、申込者か、申込者から委任を受けた代理人に限ります。

（代理人が参加する場合は、受付で委任状（様式第4号）の提出が必要となります。）

③ 時間に遅れると、抽選会に参加できませんので、ご注意ください。

8 土地引き渡しに等について

(1) 土地売買契約書類等の送付

当選者に、分譲地造成工事完了日（予約販売終了後は申込書提出日）から 14 日以内に、以下の書類を送付いたします。

分譲地造成工事完了は 8 月末の予定です。

① 町有財産売払契約書（様式第 6 号） 2 通

② 手付金納付書

※ 手付金は売買代金の 10%相当（千円未満切り捨て）とし、買主決定通知の日から 20 日以内に役場窓口（本庁舎出納室、南部分庁舎住民生活課、健康センター住民生活課名川サービス班）、指定金融機関または収納代理金融機関にて納付してください。

(2) 土地売買契約の締結

手付金の納入後、日程調整のうえ売買契約を締結いたします。

① 場所

南部町役場 本庁舎 1 階 交流推進課

青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 23 番地 1

電話 0 1 7 8 - 8 4 - 2 1 2 3（直通）

② 必要書類等

ア 印鑑（シャチハタ不可）

イ 町有財産売払契約書（様式第 6 号） 2 通（1 通は町が保管し 1 通はお返しします。）

ウ 手付金納付書の納入通知書〔領収書〕（金融機関の領収印があるもの）

エ 収入印紙（売買契約書貼付用） ※金額は「9 その他の(1)の①」に記載のとおり

③ 契約締結後に、その場で残代金の納付書をお渡しいたします。

(3) 代金の支払い

契約締結の日から 60 日以内に、売買代金（手付金を除く残代金）を町が発行する納付書により指定金融機関及び収納代理金融機関にて納付してください。

(4) 所有権の移転及び引渡し

売買代金の支払いが完了した後に、土地所有権の移転登記、買戻し特約登記（契約日から 5 年間）及び引渡しをします。

① 必要書類等

ア 印鑑（シャチハタ不可）

イ 売買代金納付書の納入通知書〔領収書〕（金融機関の領収印があるもの）

② 所有権の移転登記及び買戻し特約登記は町が行います。

③ 所有権の移転登記及び買戻し特約登記に必要な登録免許税は、すべて買主の負担となりますので、「収入印紙」により納付してください。

④ 宅地の買戻し特約登記の抹消は、買戻し特約登記の期間満了後（契約日から 5 年間）に、買戻し特約登記抹消依頼書（様式第 7 号）の提出により町が行います。

⑤ 収入印紙の額については、土地引渡し時にご案内いたします。

⑥ その他

ア 土地の引渡し後から住宅の建築に着手することができます。

イ 土地の管理責任は、土地の引渡しを行ったときから買主に移りますので、管理上の一

切の費用及び災害その他の損害は買主の負担となります。

ウ 抵当権設定等が伴う場合の登記申請は、所有権移転登記後に別途行ってください。

エ 土地の引渡し後は、常に良好に管理し、快適な住宅環境の維持に努めてください。

(5) 所有権の移転後

住宅の建築工事に着手したときは、速やかに次の必要書類を町に提出してください。

〔必要書類〕 ・住宅の工事請負契約書の写し

(6) 契約の解除

虚偽の記載や不正の手段によって契約を締結したり、指定期日までに売買代金が支払われなかった等、契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除する場合があります。

(7) 違約金

買主決定の取り消し、契約の解除及び買戻しを行った場合は、違約金として売買代金の10%相当(千円未満切捨て)を町に支払っていただく場合がありますので、ご注意ください。

9 その他

(1) 譲渡等にかかる必要経費について(買主負担分)

① 売買契約に伴う印紙代(国税)

10万円を超え50万円以下 400円

50万円を超え100万円以下 1,000円

100万円を超え500万円以下 2,000円

※ 2020年3月31日までの間に作成される契約書の場合(租税特別措置法第91条第2項)

② 所有権移転登記に伴う登録免許税(国税)

固定資産税評価額×1.5%(税率)

※ 固定資産税評価額とは、販売金額ではありませんので、ご注意ください。

③ 不動産取得税(県税)

土地・建物などを取得したときに1回だけ課税されます。

④ 固定資産税(町税)

毎年1月1日現在に所有する土地や建物に課税されます。

⑤ 買戻し特約登記に伴う登録免許税(国税)

1申請につき1,000円

(2) 住宅の用途は、専用住宅のみとなります。

(3) 電柱、支柱、支線、街路灯、防犯灯、ゴミ集積所等については、関係機関と協議のうえ設置していますので、移設等の対応はできません。

(4) 土地の形状変更及び分割や、地盤高を切土・盛土によって変更することはできません。

(5) 公共・公益施設として造成地内に公園、ゴミ集積所、防犯灯等がありますが、これらは、チェリータウン桜場のみなさんが共同で利用するための施設なので、マナーを守ってください。

(6) 境界杭を埋設しておりますので、現状のままの引渡しになります。

なお、境界杭の移転、破損、紛失等をしたときは法律に抵触しますのでご注意ください。また、その場合でも町が埋め直しすることはありません。

- (7) 電気、ガス、上水道の利用開始手続きは買主の負担で行ってください。
なお、下水道は整備されておりませんので、買主が合併処理浄化槽を設置することになります。(町の補助金があります。)
- (8) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、天災地変その他買主及び町いずれかの責めにも帰すべからざる理由により、売買物件がき損し、契約履行が不可能になったときは、買主及び町いずれも契約解除ができます。ただし、き損が修復可能な場合は町の負担とします。
- (9) 町は、売買契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引渡しの日から2年以内に限り民法第570条に規定する担保の責任を負います。
- (10) 買主が売買契約に定める義務を履行しないために町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (11) 日照等に関して争いが起こることがありますが、これらは相隣関係で解決していただきます。町は、争いごとの調停、あっせん等は一切行いません。

補助金制度のご紹介

1 南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金

南部町では、個人住宅を新築またはリフォームする方に対して、その費用の一部を補助しています。

① 補助対象者

「南部町住宅新築・リフォーム支援事業推進協議会」の登録事業者と、新築の場合1,000万円以上、リフォームの場合50万円以上（いずれも消費税抜き）の工事契約を締結した、町税（町外の方は居住地の税金）の滞納がない方。

② 補助金の額

新 築：対象工事費（消費税抜き）の2%（上限50万円）

リフォーム：対象工事費（消費税抜き）の10%（上限20万円）

2 南部町合併処理浄化槽設置事業費補助金

南部町では、生活排水と、し尿を併せて処理する合併処理浄化槽を家庭で設置する場合に、経費の一部を補助しています。

補 助 金 額 表		
人 槽 区 分	限 度 額	参 考（住宅延べ床面積）
5人槽	352,000円	130㎡未満
6～7人槽	441,000円	130㎡以上
10人槽	588,000円	二世帯住宅等

お問合せ先

南部町役場 南部分庁舎 3階 建設課

青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中46

電話 0179-34-2518

(様式第1号)

「チェリータウン桜場」宅地分譲申込書

南部町が実施する宅地分譲について、宅地分譲実施要領等を遵守し、下記のとおり申込みをします。

1. 申込者

ふりがな		生年 月日	昭和・平成 年 月 日
氏名	(印)		(歳) 【申込年4月1日現在】
現住所	〒 -		
平成30年12月23日現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ 〒 -		
電話番号	- -		
昼間連絡先の携帯電話番号	- -		
勤務先	名称		
	電話番号	- -	

2. 同居予定者

同居予定者氏名		申込者との続柄	住所 (平成30年12月30日現在)	年齢 (4月1日現在)
ふりがな			<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	歳
氏名				
ふりがな			<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	歳
氏名				
ふりがな			<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	歳
氏名				
ふりがな			<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	歳
氏名				
ふりがな			<input type="checkbox"/> 申込者と同じ	歳
氏名				

3. 建築完成予定年月 年 月 頃

※ ①「誓約書(様式第2号)」、②「申込者及び同居予定者の平成30年12月23日現在の現住所が記載された住民票謄本」、③中学生以下を除く入居予定者の「納税証明書」を添付してください。

※ 平成30年12月23日以降に現住所を移した場合は、それ以前の住所地の「住民票除票」が必要です。

※ 婚約している方は、「婚約証明書(様式第3号)」が必要です。

※ 役場処理欄	受付番号	受付印	受付担当者
	番		

年 月 日

南部町長 様

申込者住所
氏 名
電 話 番 号

印

誓 約 書

南部町が分譲する宅地の購入申込にあたり、以下の要件をすべて満たすものであることを誓約いたします。

- 1 自らが居住するための住宅を建築すること。
- 2 住宅の建築後、速やかにその住宅に生活の本拠を移し、住民登録をすること。
- 3 税金の滞納がないこと。
- 4 売買代金及び住宅を建築するための資金を調達できること。
- 5 本人及び同居予定者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 6 住宅の所在地の行政区（桜本町町内会）に加入し、地域との協調及び連帯を図ることができること。
- 7 宅地分譲申込に係る関係書類の記載事項確認のため、本人及び同居予定者全員の個人情報の閲覧に関して同意すること。

婚約証明書

年 月 日

南部町長 様

私たちは、南部町が分譲する宅地の購入にあたり、 年 月 日をもって婚約が成立し、 年 月 日までに入籍予定であることを証明します。
なお、婚姻届を提出した場合には、14日以内に申し出いたします。

申込者

住所 _____

氏名 _____ (印)

昭和・平成 年 月 日生

婚約者

住所 _____

氏名 _____ (印)

昭和・平成 年 月 日生

上記二人の婚約について、相違ないことを証明いたします。

申込者との関係 () ※ 両親または親戚など

住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

婚約者との関係 () ※ 両親または親戚など

住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

委任状

南部町長

様

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者にチェリータウン桜場分譲地の抽選参加の一切の権限を委任します。

年 月 日

(分譲地購入申込者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

買主決定通知書

年 月 日

様

南部町長

下記のとおり、南部町が分譲する「チェリータウン桜場」の買主として決定しましたので、通知します。

記

- 譲渡所在地 南部町大字剣吉字桜場
分譲番号 番
- 譲渡（概算）面積 平方メートル

町有財産売払契約書

売主 南部町（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所在地	地目	地積
青森県三戸郡南部町大字剣吉字桜場	宅地	m ²

（売買代金）

第3条 甲は、乙に対し、本日不動産を代金総額 円にて売り渡し、乙はこれを買受ける。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付するものとする。

（所有権移転等）

第5条 甲は、前条に基づき代金全額の支払いを受けるのと引き換えに、乙に対し、本件不動産の所有権及び占有を移転し、所有権移転登記手続きをする。

- 甲は、前条に基づき代金全額の支払いを受けるのと引き換えに、乙に対し、所有権移転登記手続きに必要な書類一式を交付する。
- 前項の登記費用は、乙の負担とする。

（買戻し特約）

第6条 甲は、 年 月 日までの間に、乙に対し、第1条の売買代金及び本件契約で乙の負担したる費用を乙に返還し、本件不動産を買い戻すことができる。

- 乙は、前条第1項の所有権移転登記を受けるのと同時に前項の買戻し特約の登記をする。
- 前項の登記費用は、乙の負担とする。

(買戻し権の行使)

第7条 甲が前条の買戻権を行使し、第4条に定める金額の提供を行ったときは、その提供と同時に本件不動産の所有権及び占有は、乙から甲に移転し、乙は甲に対し、所有権移転登記手続をする。

2 乙は、甲から提供を受けた買戻し代金を受領するのと引き換えに、前項の所有権移転登記手続に必要な書類一式を交付する。

3 前項の移転登記費用は、甲の負担とする。

(賃料)

第8条 本件不動産の賃料は、乙がこれを受領し、売買代金に対する利息は無利息とする。

(公租公課の負担)

第9条 本件不動産に賦課される公租公課は、第3条に基づく所有権移転登記手続完了の日をもって区分し、移転日以降のものはその時点での所有者が負担する。

(契約締結費用の負担)

第10条 本売買契約の締結に要する費用は乙が負担する。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、自己または自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己または自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲または乙は、前項の確約に反して、相手方または相手方の代理人若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 甲または乙が本契約に関連して、第三者と下請けまたは委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理人若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは第1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を

締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

- 4 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

(協議)

第 12 条 本契約に定めのない事項または本契約の規定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

- 2 協議の調わないときは、民法等法令の規定に従うものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、青森地方裁判所八戸支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

上記契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

売主 (甲)

青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 23 番地 1
南部町長

買主 (乙)

住所
氏名

買戻し特約登記抹消依頼書

年 月 日

南部町長 様

依頼者 住 所 青森県三戸郡南部町大字剣吉字桜場
氏 名
電話番号

年 月 日付けで貴職から譲り受けた「チェリータウン桜場」分譲地に係る
買戻し特約登記の期間が満了となりましたので、抹消依頼いたします。

記

1. 土地の表示

青森県三戸郡南部町大字剣吉字桜場
宅地、 m²

2. 抹消すべき登記

年 月 日 受付 第 号

3. 期間満了の日

年 月 日

4. 添付書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 土地の全部事項証明書 | 1 通 |
| (2) 金1, 000円分の収入印紙 | 1 枚 |



南部町

お問い合わせ先

南部町役場 本庁舎 1階 交流推進課

〒 039-0892

青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿 23-1

電話 0178-84-2123